

# おくやみハンドブック

---

瀬戸市役所

開庁時間 8時30分から17時15分  
土日祝及び年末年始除く

電話番号 0561-82-7111(代表)

〒489-8701  
愛知県瀬戸市追分町64番地の1



ご遺族のみなさまへ

このたびの、ご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げ  
ます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、今後、相続をはじめ  
年金や保険等さまざまな申請や届け出が必要になってく  
るかと存じます。

この冊子では、瀬戸市に住所がある方がお亡くなりにな  
った場合の、市役所等での主な手続き方法について、ご  
案内しております。

「おくやみハンドブック」が、ご遺族のみなさまのお役に立  
てましたら幸いです。

瀬戸市長

伊藤保徳

亡くなられた方についてのご確認		該当	ご覧いただく箇所	受付窓口
住民関係	印鑑登録をしている	<input type="checkbox"/>	4ページ 印鑑登録証	市民課 市民係
保険	国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/>	4ページ 国民健康保険	国保年金課 給付係
	社会保険に加入している	<input type="checkbox"/>	5ページ 社会保険	手続内容に よります。
	後期高齢者医療制度に加入している	<input type="checkbox"/>	5ページ~6ページ 後期高齢者医療制度	
福祉医療	以下いずれかの助成制度の対象者 子ども医療、心身障害者医療、母子・父子家庭等医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療	<input type="checkbox"/>	7ページ 福祉医療	国保年金課 医療福祉係
年金	18歳以下の方がいる世帯	<input type="checkbox"/>		
	以下いずれかの年金の受給者 国民年金(老齢基礎・障害・遺族基礎・寡婦年金等)、厚生年金(加入者含む)、共済年金(加入者含む)、農業者年金(加入者含む)、恩給	<input type="checkbox"/>	8ページ 年金	手続内容に よります。
	国民年金保険料を納付したが、年金を受給していない	<input type="checkbox"/>		
介護保険	65歳以上の方または要介護認定を受けている(認定申請中含む)	<input type="checkbox"/>	9ページ 介護保険	高齢者福祉課 介護保険料係
	以下のいずれかを持っている 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証	<input type="checkbox"/>		
障害	以下いずれかの対象者 愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当等の受給者 特別児童扶養手当の受給者または対象者	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	9ページ~10ページ 障害のある方	社会福祉課 福祉係
	自動車燃料費助成券、タクシー利用券を利用していた	<input type="checkbox"/>		
	心身障害者扶養共済の対象者	<input type="checkbox"/>		
子ども	20歳未満の児童がいる	<input type="checkbox"/>		
	児童手当を受けている または その対象児童	<input type="checkbox"/>		
	以下いずれかの手当の認定を受けている 児童扶養手当、愛知県遺児手当、瀬戸市遺児修学手当 またはその対象児童	<input type="checkbox"/>	11ページ 子どもに関する手当	こども未来課 こども福祉係
保育園	保育園入園児の保護者の方	<input type="checkbox"/>	11ページ 保育園	保育課 保育係
学校	小・中学生の保護者の方	<input type="checkbox"/>	12ページ 小・中学生一就学援助費 小・中学生一校区外通学	学校教育課 学事係
		<input type="checkbox"/>	12ページ 小・中学生一通っている 学校でのお手続き	通っている 学校
税金	市・県民税が課税されている	<input type="checkbox"/>	13ページ 市・県民税	税務課 市民税係

該当するかわからない場合、各「ご覧いただく箇所」をご確認の上、各お問い合わせ先にご相談ください。

## 手続き一覧

亡くなられた方についてのご確認		該当	ご覧いただく箇所	受付窓口
原動機付自転車または小型特殊自動車を所有している	<input type="checkbox"/>	13 ページ 原付機付自転車、小型特殊自動車		
軽自動車税が課税されている	<input type="checkbox"/>	13 ページ 軽自動車税		
固定資産を持っている	<input type="checkbox"/>	14 ページ 固定資産税		税務課 土地係・家屋償却係
市税を口座振替で納付している	<input type="checkbox"/>	14 ページ 市税を口座振替で納付している方		税務課 収納係
農地または森林を所有している	<input type="checkbox"/>	15 ページ 農地・森林		産業政策課 農林係
ペット（犬）の所有者として登録されている	<input type="checkbox"/>	15 ページ ペット（犬）		環境課
くみ取り式トイレを使用している	<input type="checkbox"/>	15 ページ くみ取り式トイレ		衛生係
水道の使用者（契約者）	<input type="checkbox"/>	16 ページ 水道		水道課
市営住宅に入居している	<input type="checkbox"/>	17 ページ 市営住宅		
春雨墓苑墓地を使用する	<input type="checkbox"/>			
春雨墓苑墓地・一里塚墓地・郷墓地・茨墓地にお骨を納めた		17 ページ～18 ページ 春雨墓苑墓地等		生活安全課 生活係
春雨墓苑墓地の使用者	<input type="checkbox"/>			
一里塚墓地の使用者	<input type="checkbox"/>			

## 市役所以外での手続き

手続き	ページ	手続き例
金融関係	19	預貯金口座、生命保険、損害保険、株式、国債、クレジットカード
車両	20	以下の車両の名義変更または廃車 軽三輪、軽四輪、軽二輪（125cc 超～250cc 以下のオートバイ）、二輪の小型自動車（250cc 超のオートバイ）、普通自動車
税・不動産	20	国税（相続税・所得税・消費税申告等） 不動産をお持ちの方（土地・家屋等移転登記等）
身分証明書等	21	運転免許証、パスポートの返納
家庭裁判所	21	遺言書に関する事、相続放棄
ライフライン	22	固定・携帯電話、インターネット、電気・ガス等、ケーブルテレビ、NHK 受信料のお支払い

該当するかわからない場合、各「ご覧いただく箇所」をご確認の上、各お問い合わせ先にご相談ください。

## 印鑑登録証

《問い合わせ先・受付窓口》  
市民課市民係（北庁舎1階）  
☎0561-88-2590

故人の印鑑登録証は使用できなくなります。不要であればお持ちください。市民課市民係の他、水野支所・幡山支所・品野支所でもお手続きできます。

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた方が亡くなられた場合	返納	<b>《手続きできる方》</b> どなたでも <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 故人の印鑑登録証

## 国民健康保険

《問い合わせ先・受付窓口》  
国保年金課給付係（北庁舎1階）  
☎0561-88-2640

75歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方を含む）は、後期高齢者医療制度のページをご覧ください。

国保年金課給付係の他、水野支所・幡山支所・品野支所でもお手続きできます。

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>			<b>《手続きできる方》</b> ご遺族の方 <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 被保険者証 ※ 世帯主が亡くなられた場合は、同じ世帯の加入者全員分。支所で受付の場合、新しい保険証は後日簡易書留でお送りします。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方が亡くなられた場合	資格喪失届 被保険者証等の返却 <b>《受付期限》</b> 14日以内	以下の各証をお持ちの方は、併せて返却してください。 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証（70歳～74歳の方） <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 食事療養標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証
<input type="checkbox"/>		葬祭費の支給申請	葬祭を行った方（喪主）に5万円が支給されます。 <b>《手続きできる方》</b> 喪主 <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 喪主の名前が確認できるもの（会葬礼状または領収書等） <input type="checkbox"/> 喪主の口座が確認できるもの <input type="checkbox"/> 委任状（代理申請、代理受領の場合）

## 社会保険

《問い合わせ先・受付窓口》  
各項目をご確認ください。

75歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方を含む）は、後期高齢者医療制度のページをご覧ください。

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	亡くなられた社会保険加入者と同じ世帯に、国民健康保険の加入者がいない場合  または亡くなられた社会保険加入者が世帯主ではない場合		加入する社会保険またはお勤め先のご担当者様へお尋ねください。
<input type="checkbox"/>	亡くなられた社会保険加入者が世帯主であり、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合	国民健康保険の世帯主変更	<p><b>《持ち物》</b></p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者証 以下の各証をお持ちの方は、併せて持参してください。 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証（70歳～74歳の方） <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 食事療養標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証</p> <p><b>《受付窓口》</b> 国保年金課給付係の他、水野支所・幡山支所・品野支所でもお手続きできます。 支所で受付の場合、新しい保険証は後日簡易書留でお送りします。</p> <p><b>《問い合わせ先》</b> 国保年金課給付係（北庁舎1階） ☎0561-88-2640</p>

## 後期高齢者医療制度

《問い合わせ先・受付窓口》

国保年金課医療福祉係（北庁舎1階）

☎0561-88-2643

国保年金課医療福祉係の他、水野支所・幡山支所・品野支所でも受け付けています。

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に入している方が亡くなれた場合  ◆次のページに続きます	被保険者証等の返却	<p><b>《持ち物》</b></p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者証 以下の各証をお持ちの方は、併せて返却してください。 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証 <input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証</p>

## 後期高齢者医療制度

《問い合わせ先・受付窓口》

国保年金課医療福祉係（北庁舎1階）

☎0561-88-2643

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
□	◆前のページ続き 後期高齢者医療制度に加入している方が亡くなられた場合	葬祭費の支給申請	<p>葬祭を行った方(喪主)に5万円が支給されます。</p> <p><b>《手続きできる方》</b> 喪主</p> <p><b>《持ち物》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 喪主の名前が確認できるもの(会葬礼状または領収書等)</li> <li>□ 喪主の口座が確認できるもの</li> <li>□ 委任状(代理申請、代理受領の場合)</li> </ul>
□		相続人の口座登録	<p>亡くなられた方に対して支給される給付費や還付される保険料があった場合は、相続人の口座に振り込みされます。</p> <p><b>《持ち物》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 相続人の口座が確認できるもの</li> <li>□ 委任状(代理申請、代理受領の場合)</li> </ul>
□	亡くなられた後期高齢者医療制度加入者が世帯主であり、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合	国民健康保険の世帯主変更	<p><b>《持ち物》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 被保険者証</li> </ul> <p>以下の各証をお持ちの方は、併せて持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 高齢受給者証(70歳~74歳の方)</li> <li>□ 限度額適用認定証</li> <li>□ 限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>□ 食事療養標準負担額減額認定証</li> <li>□ 特定疾病療養受療証</li> </ul> <p><b>《受付窓口》</b></p> <p>国保年金課給付係の他、水野支所・幡山支所・品野支所でもお手続きできます。</p> <p>支所で受付の場合、新しい保険証は後日簡易書留でお送りします。</p> <p><b>《問い合わせ先》</b> 国保年金課給付係(北庁舎1階) ☎0561-88-2640</p>

## 福祉医療

《問い合わせ先・受付窓口》

国保年金課医療福祉係（北庁舎1階）

☎0561-88-2643

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	子ども医療、心身障害者医療、母子・父子家庭等医療、精神障害者医療、後期高齢者福祉医療各受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合	受給者証の返却	<p>《持ち物》</p> <input type="checkbox"/> 各医療費受給者証
<input type="checkbox"/>	母子・父子家庭になる方（18歳まで（18歳に達する日の属する年度末まで）の子がいる場合のみ）	医療費の助成（所得制限あり）	<p>《持ち物》</p> <p>事前にお問い合わせください。</p>

# 年金

《問い合わせ先・受付窓口》  
各項目をご確認ください。

チェック欄	対象	主な手續・期限等	手続き前にご一読ください 手続き内容および必要な書類等については、「ねんきんダイヤル」または年金事務所へお問い合わせください。 なお、年金事務所窓口でのご相談および受付は、事前に電話予約が必要です。
<input type="checkbox"/>	国民年金(老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・寡婦年金等)を受給している方が亡くなられた場合	未支給年金請求 (老齢基礎、障害基礎、遺族基礎、寡婦年金等)  年金受給権者死亡届	<b>《問い合わせ先》</b> 「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165 <b>瀬戸年金事務所</b> ☎0561-83-2412（代表） (音声案内 ①番→②番)
<input type="checkbox"/>	国民年金保険料を納付した人が、年金を受給せずに亡くなられた場合	遺族基礎年金請求 寡婦年金請求 死亡一時金請求	<b>《受付窓口》</b> 国保年金課窓口・年金係（北庁舎1階） ☎0561-88-2642
<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入・受給している方が亡くなられた場合	未支給年金請求 年金受給権者死亡届 遺族厚生年金請求	手続き内容および必要な書類等については「ねんきんダイヤル」、または年金事務所へお問い合わせください。 なお、年金事務所窓口でのご相談および受付は、事前に電話予約が必要です。
<input type="checkbox"/>	共済年金に加入・受給している方が亡くなられた場合	<b>《問い合わせ先・受付窓口》</b> ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 <b>瀬戸年金事務所</b> ☎0561-83-2412（代表） (音声案内 ①番→②番)	
<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入・受給している方が亡くなられた場合	加入または受給している共済組合等へ直接お問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	恩給を受給している方が亡くなられた場合	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。	<b>《問い合わせ先》</b> 総務省恩給相談専用電話 ☎03-5273-1400

## 介護保険

《問い合わせ先・受付窓口》

高齢者福祉課介護保険料係(北庁舎2階)

☎0561-88-2621

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持ちの方が亡くなられた場合	介護保険被保険者証等の返却 介護保険料の精算	<b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証（認定を受けていた方のみ） <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（認定を受けていた方のみ） <input type="checkbox"/> 預金通帳等（相続人の口座がわかるもの）
<input type="checkbox"/>	給付されていない高額介護サービス等がある場合	給付手続き	
<input type="checkbox"/>	要介護認定を申請中の方	要介護認定申請取下げ	

## 障害のある方

《問い合わせ先・受付窓口》

社会福祉課福祉係(北庁舎2階)

☎0561-88-2612

各手続きにつき、《手続きできる方》に該当者がいない場合は、お問い合わせください。

※1 マイナンバーのわかるもの…通知カード、個人番号カード、個人番号通知書など（23ページ参照）

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられた場合	手帳の返還 <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 親族または代理人 <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの※1
<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療・育成医療）をお持ちの方が亡くなられた場合	受給者証の返納 <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 親族または代理人 <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 受給者証
<input type="checkbox"/>	福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合	受給資格の喪失 <b>《受付期限》</b> 速やかに ※届出が遅れると、すでに振込した分を返還していただくこともありますので、ご注意ください。	<b>《手続きできる方》</b> 親族または代理人の方 <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳 (口座番号がわかるもの)  相続人は、受給者と住民票上同一世帯の配偶者・子・父・母です。別世帯であっても、受給者と同一生計である場合は相続となる可能性がありますので、お問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当等を受給していた方が亡くなられた場合		

◆次のページに続きます

◆前のページ続き

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合	喪失手続き 新受給者の新規申請  ※新受給者の新規申請については条件等がございます。詳しくはお問い合わせください。  <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 受給者の親族等  <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 受給者及び対象児童のマイナンバーが分かるもの※1 <input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合	喪失または額改定（減額）手続き  <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 対象児童の保護者及び親族等  <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 受給者及び対象児童のマイナンバーが分かるもの※1 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当証書
<input type="checkbox"/>	自動車燃料費助成券、タクシー利用券を利用していた方が亡くなられた場合	利用券の返還  <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 親族又は代理人の方  <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 利用券
<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済の加入者が亡くなられた場合	年金請求  <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 年金受給権者、年金管理者  <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた加入者の住民票（除票）の写し <input type="checkbox"/> 年金受給権者（障害者）の住民票の写し <input type="checkbox"/> 年金受給権者又は年金管理者の振込先口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書
<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済の年金支給開始前に心身障害者が亡くなられた場合	弔慰金請求  <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 加入者  <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた心身障害者の住民票（除票）の写し <input type="checkbox"/> 加入者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 加入者の振込先口座のわかるもの
<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済の対象者（年金受給中の方が亡くなられた場合）	年金支給終了手続  <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 年金管理者  <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた心身障害者の住民票（除票）の写し <input type="checkbox"/> 年金証書

## 子どもに関する手当

《問い合わせ先・受付窓口》

こども未来課こども福祉係(北庁舎2階)

☎0561-88-2631

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
□	18歳以下の児童(一定の障害がある場合は20歳未満)をひとりで監護することになった父または母、あるいは父母に代わって養育することになった方	ひとり親家庭等にかかる手当等の制度説明  《受付期限》 速やかに ※申請する月の翌月分からが手当の対象です。	ひとり親家庭等にかかる手当等の制度説明及び持ち物を説明しますので、お問い合わせください。
□	児童手当を受けている方、中学校3年生までの児童を養育している方、またはその対象児童が亡くなられた場合	異動事由に応じて手続きの種類が異なります。  《受付期限》 速やかに	手続きと持ち物については、お問い合わせください。 ※届出が遅れますと、すでに振込した分を返還していただくこともありますので、ご注意ください。
□	児童扶養手当、愛知県遺児手当、瀬戸市遺児修学手当の認定を受けている方、またはその対象児童が亡くなられた場合	異動事由に応じて手続きの種類が異なります。  《受付期限》 速やかに	手続きと持ち物については、お問い合わせください。 ※届出が遅れますと、すでに振込した分を返還していただくこともありますので、ご注意ください。

## 保育園

《問い合わせ先・受付窓口》

保育課保育係(北庁舎2階)

☎0561-88-2630

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
□	保育園入園児の保護者が亡くなられた場合	保育児童台帳の変更  《受付期限》 速やかに ※保育料が変更になる場合、手続きされた月の翌月分からが対象です。	手続きと持ち物については、お問い合わせください。

## 小・中学生一就学援助費

《問い合わせ先・受付窓口》

学校教育課学事係（南庁舎3階）

☎0561-88-2762

経済的な理由によって瀬戸市立小中学校への就学が困難なお子様の保護者に対して、学用品費や給食費等、学校で必要な費用の一部を援助しています。

母子・父子家庭（ひとり親家庭）になり、収入が減少することによって、学校費用の支払いにご不安がある場合は、別途条件に該当すれば、就学援助を受けることができますので、ご相談ください。また、現在既に就学援助を受給している場合は、世帯員及び振込先の変更手続きがございますので、学校教育課へお越しください。

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	児童生徒の保護者が亡くなられた場合	就学援助費受給申請（受給を希望する場合）  《受付時期》 隨時	<p>《持ち物》</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 通帳等（口座番号が分かるもの） その他の書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。</p> <p>《手続きできる方》</p> <p>(1)瀬戸市立小中学校に在籍しており、別途条件に該当するお子様の保護者 (2)現在就学援助を受給されている方</p>

## 小・中学生一校区外通学

《問い合わせ先・受付窓口》

学校教育課学事係（南庁舎3階）

☎0561-88-2762

お引越しの際、学区をまたいだ場合でも一定期間現在通っている学校に通学できます。

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	学区をまたいで転居または転出し、一定期間現在通学している学校へ通学を希望する方	校区外通学申請（学区をまたいで転居または転出する場合）  《受付時期》 市民課で住所異動後すぐ	<p>《通学可能期間》</p> <p>小学校6年生・中学校3年生：卒業まで それ以外の学年：学期末まで</p> <p>《持ち物》</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>

## 小・中学生一通っている学校でのお手続き

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	児童生徒の保護者が亡くなられた場合	保護者変更連絡	市民課でのお手続き後、市役所からも学校へ保護者の変更について連絡をさせていただきますが、緊急時連絡先の変更等がある場合もございますので、一度学校へご連絡ください。 なお、学校教育課での手続きはありません。
<input type="checkbox"/>	保護者の方が亡くなられたことで銀行口座が使用できなくなり、学校費用の引き落とし口座の変更が必要な場合	引き落とし口座変更	学校へご連絡ください。学校から変更のための書類をお渡します。

## 市・県民税

《問い合わせ先・受付窓口》  
税務課市民税係（北庁舎3階）  
☎0561-88-2571

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	市・県民税が課税されている方が亡くなられた場合	地方税の賦課徴収・還付に関する書類を受領する代表者を相続人の中から選定 <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 相続人にあたる方及び相続人から手続きの委任を受けた代理人  <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 委任状（代理人の場合）

## 原動機付自転車、小型特殊自動車

《問い合わせ先・受付窓口》  
税務課市民税係（北庁舎3階）  
☎0561-88-2570

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc以下のオートバイ）、小型特殊自動車をお持ちの方が亡くなられた場合	所有者の名義変更または廃車 <b>《受付期限》</b> 亡くなられた日から30日以内 （4月1日現在の所有者に課税されます。）	<b>《手続きできる方》</b> 相続人にあたる方及び相続人から手続きの委任を受けた代理人  <b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> お手続きされる方のご本人様確認書類（免許証、マイナンバーカード等） <input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車の場合） <input type="checkbox"/> 委任状（代理人の場合）  ※標識交付証明書（ない場合は標識番号を確認して手続きしてください。）

## 軽自動車税

《問い合わせ先・受付窓口》  
税務課市民税係（北庁舎3階）  
☎0561-88-2571

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	軽自動車税が課税されている方が亡くなられた場合	軽自動車税の対象となる車両の使用状況確認 <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 相続人にあたる方及び相続人から手続きの委任を受けた代理人  <b>《持ち物》</b> 委任状（代理人の場合）

軽二輪、軽三輪、軽四輪の所有者の名義変更又は廃車については、20ページの各所へお問い合わせください。

## 固定資産税

《問い合わせ先・受付窓口》  
 税務課土地係（北庁舎3階）  
 ☎0561-88-2576  
 税務課家屋償却係（北庁舎3階）  
 ☎0561-88-2575

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	固定資産をお持ちの方が亡くなられた場合	地方税に関する書類を受領する代表者を相続人の中から選定	<p>《手続きできる方》          相続人にあたる方及び相続人から手続きの委任を受けた代理人</p> <p>《持ち物》  <input type="checkbox"/> 委任状（代理人の場合）</p>
<input type="checkbox"/>	固定資産をお持ちの方が亡くなられ、資産の確認をする方	名寄帳・評価証明書等の交付	<p>《手続きできる方》          親族等相続関係者、相続手続を委託された司法書士、行政書士、相続財産管理人</p> <p>《持ち物》  <input type="checkbox"/> 死亡及び相続関係を確認できる書類（戸籍謄本、遺産分割協議書等）</p> <p>※その他に必要になる書類がある場合がありますので、お手続き前にお問い合わせください。</p>
<input type="checkbox"/>	未登記家屋を所有していた方が亡くなられた場合	所有者変更届	<p>《手続きできる方》          親族等相続関係者、相続手続を委託された司法書士、行政書士等</p> <p>《持ち物》          ※相続手続きの種類（法定相続、公正証書遺言等）により必要書類が異なりますので、詳細については、お問合せください。</p> <p>（例）遺産分割の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍謄本（遺産分割協議書がない場合のみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し（相続人が市外在住の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書もしくは相続による所有者変更に関する承認書</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（相続人全員分）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続関係説明図</p>

## 市税を口座振替で納付している方

《問い合わせ先・受付窓口》  
 税務課収納係（北庁舎3階）  
 ☎0561-88-2572

チェック欄	対象	手續
<input type="checkbox"/>	市税を口座振替で納付している方が亡くなられた場合	納期限前の市税（市・県民税、軽自動車税、固定資産税）がある場合は、口座振替から納付書での納付に切り替わるため、納付書を受け取ってください。

## 農地・森林

《問い合わせ先・受付窓口》  
産業政策課農林係（東庁舎3階）  
☎0561-88-2654

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	農地をお持ちの方が亡くなられた場合	農地の相続等の届出  《受付時期》 相続後	《手続きできる方》 相続した方  《持ち物》 □ 相続したことが分かる書類の写し（土地の登記事項証明書、遺産分割協議書等） □ 森林の位置を示す地図（森林をお持ちの方のみ）
<input type="checkbox"/>	森林をお持ちの方が亡くなられた場合	森林の相続等の届出  《受付期限》 所有者となった日から90日以内	

## ペット（犬）

《問い合わせ先・受付窓口》  
環境課衛生係（南庁舎2階）  
☎0561-88-2661

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	犬の所有者として登録されている方が亡くなられた場合	犬の登録事項変更届  《受付期限》 犬の所有者の変更から30日以内	《手続きできる方》 新しい犬の所有者 ※来庁前にお問い合わせください。  《持ち物》 □ 犬の登録がわかるもの（鑑札、狂犬病予防注射の案内はがき等）

## くみ取り式トイレ

※浄化槽（水洗トイレ）ご使用の方は手続き不要

《問い合わせ先・受付窓口》  
環境課衛生係（南庁舎2階）  
☎0561-88-2661

チェック欄	対象	手續・受付期限	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	くみ取り式トイレをご使用の方が亡くなられた場合	変更届・廃止届  ※世帯主・世帯人 数の変更が必要で す。  《受付期限》 速やかに	《手続きできる方》 相続関係者  《持ち物》 □ ご使用者がわかるもの（し尿処理手数料 が記載してあるハガキ等）

## 水道

《問い合わせ先・受付窓口》

水道課（南庁舎6階）

☎0561-85-1177

水道に関する手続き使用者（契約者）の方が亡くなられた世帯の方で、「対象者」に該当する場合は、速やかにお手続きしてください。各手続き、すべてどなたでもお手続きできます。

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	給水中止または中止後に使用者を変更して開始する場合	給水中止・開始	<b>《持ち物》</b> 不要  電話での手続きも可能です。
<input type="checkbox"/>	そのまま継続して水道を利用する場合	使用者変更	
<input type="checkbox"/>	水道メーターの所有者を変更する場合	水道権利に関する届け出書	<b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ印不可）
<input type="checkbox"/>	納付方法を変更する場合（口座振替・コンビニ支払い等）	納付方法変更	<b>《持ち物》</b> ①口座振替用紙を利用される方 <input type="checkbox"/> 通帳届出印 <input type="checkbox"/> 通帳  ②ペイジーを利用される方 印鑑なしでその場ですぐに登録できるサービスです。 <input type="checkbox"/> ご利用予定のキャッシュカード※・暗証番号 <input type="checkbox"/> ご来庁者の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード・年金手帳・健康保険証等）  ※取り扱い金融機関 瀬戸信用金庫、三菱UFJ銀行、愛知銀行、名古屋銀行、十六銀行、大垣共立銀行、中京銀行、東海労働金庫、ゆうちょ銀行 ただし、銀行のキャッシュカードによってはご利用できない場合もあります。

## 市営住宅

《問い合わせ先・受付窓口》  
生活安全課生活係（南庁舎2階）  
☎0561-88-2660

チェック欄	対象者	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>		世帯員変更の届出  <b>《受付期限》</b> 速やかに	
<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居している方が亡くなられた世帯の方	入居承継の申請  <b>《受付期限》</b> 速やかに	<b>《手続きできる方》</b> 入居者、親族の方  ※入居承継の申請または退去手続きをする前にご連絡ください。今後の進め方についてご案内させていただきます。
<input type="checkbox"/>		退去手続き  <b>《受付期限》</b> 市営住宅を明け渡す5日前まで	

## 春雨墓苑墓地等

《問い合わせ先・受付窓口》  
生活安全課生活係（南庁舎2階）  
☎0561-88-2660

いずれの手続きも、申し込みできる方は祖先の祭しを主宰する方です。代理人が手続きする場合は、委任状をご持参ください。

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	春雨墓苑墓地を使用したい方	春雨墓苑墓地使用許可の申請手続き	<b>《申込み資格・条件》</b> 申込み時点で、瀬戸市に住民登録があり在住している方 ※現に埋蔵すべき遺骨がない方でも申込みができます。 ※墓地の申込みは1世帯1区画です。すでに使用許可を受けている世帯の方は申込みできません。 ※使用許可後、墓地の使用位置の変更はできませんので、申込みの際には現地を必ず確認してください。
<input type="checkbox"/>	春雨墓苑墓地・一里塚墓地・郷墓地・茨墓地にお骨を納めた方	埋蔵の届出  <b>《受付期限》</b> 焼骨の埋蔵後、速やかに	<b>《持ち物》</b> <input type="checkbox"/> 火葬許可証又は改葬許可証

◆次のページに続きます

## 春雨墓苑墓地等

《問い合わせ先・受付窓口》

生活安全課生活係（南庁舎2階）

☎0561-88-2660

いずれの手続きも、申し込みできる方は祖先の祭しを主宰する方です。代理人が手続きする場合は、委任状をご持参ください。

チェック欄	対象	手續・期限等	手続き前にご一読ください
<input type="checkbox"/>	春雨墓苑墓地の使用者が亡くなられた場合	<p>春雨墓苑墓地使用権承継許可の申請手続き</p> <p>《受付期限》 速やかに ※使用者が亡くなられた日から5年以内に承継がなされないときは、春雨墓苑墓地使用権が消滅する場合があります。</p>	<p>《持ち物》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 春雨墓苑墓地使用許可証（紛失した場合は生活安全課にご相談ください）</li> <li><input type="checkbox"/> 火葬許可証等の写し（使用者の死亡が確認できるもの。ただし戸籍謄本等で確認できる場合は不要）…1通</li> <li><input type="checkbox"/> 戸籍謄本（使用者から承継者までの戸籍上の関係がわかるもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 承継者の住民票の写し（本籍記載）…1通</li> </ul> <p>※瀬戸市内に住民登録がある場合は不要</p> <p><u>※春雨墓苑環境整備料について、口座振替による支払いを希望する場合は、口座情報の分かる通帳・キャッシュカード等及び通帳使用印を持参してください。</u></p>
<input type="checkbox"/>	一里塚墓地の使用者が亡くなられた場合	<p>一里塚墓地使用権承継許可の申請手続き</p> <p>《受付期限》 速やかに</p>	<p>《持ち物》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 火葬許可証等の写し（使用者の死亡が確認できるもの。ただし戸籍謄本等で確認できる場合は不要）…1通</li> <li><input type="checkbox"/> 戸籍謄本（使用者から承継者までの戸籍上の関係がわかるもの）</li> <li><input type="checkbox"/> 承継者の住民票の写し（本籍記載）…1通</li> </ul> <p>※瀬戸市内に住民登録がある場合は不要</p>

## 市役所以外での手続き—金融関係

### 預貯金口座をお持ちの方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	口座凍結解除等	各金融機関にお問い合わせください。

### 生命保険に加入している方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求 入院保険金の請求等	加入していた生命保険会社、または取扱保険代理店にお問い合わせください。

### 損害保険に加入している方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更 解約等	加入していた損害保険会社、または取扱保険代理店にお問い合わせください。

### 株式をお持ちの方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更等	各証券会社にお問い合わせください。

### 記名国債（戦没者慰労金）をお持ちの方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	記名変更 償還金受領等	各償還金支払場所にお問い合わせください。

### 個人向け国債をお持ちの方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	相続 中途換金等	各金融機関にお問い合わせください。

### クレジットカードをお持ちの方

チェック欄	手続き
<input type="checkbox"/>	必要なお手続きについて、各契約会社にお問い合わせください。

## 市役所以外での手続き一車両

### 軽三輪または軽四輪をお持ちの方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更 廃車	※4月1日現在の所有者に課税されます。  《問い合わせ先》 軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所 ☎050-3816-1773

### 軽二輪（125cc 超～250cc 以下のオートバイ）または 二輪の小型自動車（250cc 超のオートバイ）をお持ちの方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更 廃車	※4月1日現在の所有者に課税されます。  《問い合わせ先》 中部運輸局 愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2048

### 普通自動車をお持ちの方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	名義変更 廃車	※4月1日現在の所有者に課税されます。  《問い合わせ先》 中部運輸局 愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2048

その他、自動車税に関することは、下記にお問い合わせください。

東尾張県税事務所 ☎0568-81-3139

## 市役所以外での手続き一税金・不動産関係

### 国税について

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	相続税 所得税・消費税申告等	尾張瀬戸税務署 ☎0561-82-4111

### 不動産をお持ちの方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	土地・家屋等移転登記等	※相続登記が義務化されますので、早めの手続きをお願いします。 名古屋法務局春日井支局 ☎0568-81-3210

## 市役所以外での手続き—身分証明書等

### 運転免許証をお持ちの方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証の返納	返納義務はありませんが、返納する場合は必要書類を下記にお問い合わせください。  《問い合わせ先》 瀬戸警察署 ☎0561-82-0110

### パスポートをお持ちの方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	パスポートの返納	返納義務はありませんが、返納する場合は必要書類を下記にお問い合わせください。  《問い合わせ先》 愛知県旅券センター ☎052-563-0236

## 市役所以外での手続き—家庭裁判所

### 故人の遺言書について

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	検認 開封等	名古屋家庭裁判所 ☎052-223-2830

### 相続放棄を検討している方

チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	相続放棄 限定承認等	名古屋家庭裁判所 ☎052-223-2830

## 市役所以外での手続き－ライフライン

### 固定・携帯電話のご契約者

チェック欄	手続き
<input type="checkbox"/>	必要なお手続きについて、各契約会社にお問い合わせください。

### インターネットのご契約者

チェック欄	手続き
<input type="checkbox"/>	必要なお手続きについて、各契約会社にお問い合わせください。

### 電気・ガス等のご契約者

チェック欄	手続き
<input type="checkbox"/>	必要なお手続きについて、各契約会社にお問い合わせください。

### ケーブルテレビのご契約者

チェック欄	手続き
<input type="checkbox"/>	必要なお手続きについて、各契約会社にお問い合わせください。

### NHK 受信料をお支払いしていた方

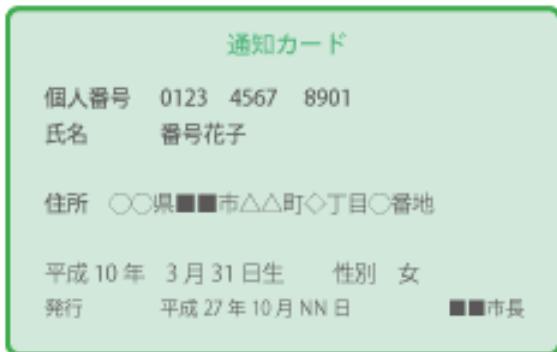
チェック欄	手続き	注意事項、問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	解約 名義変更	受信料関係のお問い合わせ先 ☎0120-15-1515

## 亡くなられた方のマイナンバー

亡くなられた方のマイナンバーを確認する方法は、下記の①～③です。

なお、①～③は再交付できませんので、いずれもお持ちでない場合は、お手続き先にご相談ください。

### ① 通知カード



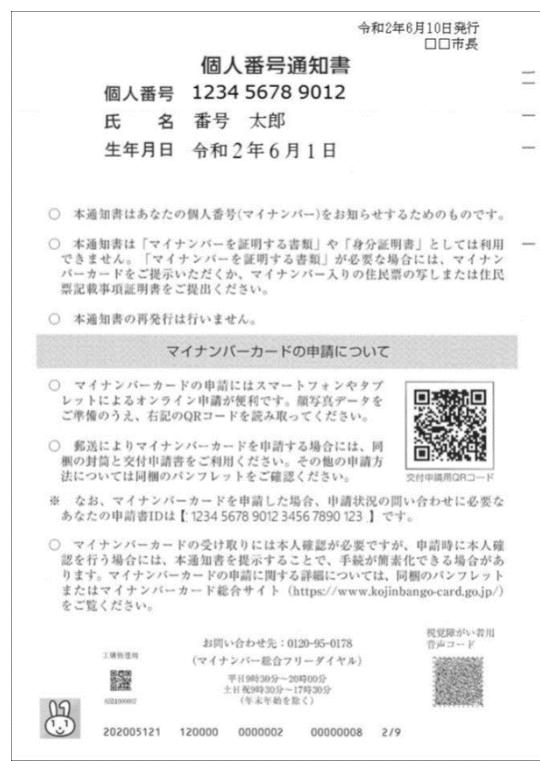
マイナンバーをお知らせするために平成27年10月以降、住民票のある住所地に簡易書留で送付されたものです。表面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー等が記載されています。再交付・記載内容等の変更はできません。

### ②個人番号カード



ご申請いただいた方に対し、交付されるものです。表面に氏名、住所、生年月日、性別の記載、及び本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されています。

### ③個人番号通知書



令和2年5月25日以降に出生や国外からの転入等により、新たにマイナンバーが付番された方の、住民票のある住所地に簡易書留で送付されたものです。書面には、氏名、生年月日、マイナンバー等が記載されています。

